
監 査 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月17日

高知県監査委員
5 高行管第226号
令和5年10月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和5年8月21日付け5高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

内部統制制度の導入に伴い、定期監査において明らかになる不適切な事務処理は減少傾向にあったが、本年度は増加している。

事務処理の誤りの多くは、担当者の失念並びに会計事務に対する知識不足及び確認不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、常に法的根拠を意識しながら会計事務を行うという基本的な姿勢を職員に身に付けてもらえるように支援するとともに、会計事務の基礎研修や実務研修などを通じて、職員が会計事務に対する理解をさらに深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等に加え、会計事務に関して担当者への指導の中心となるチーフに対し、会計事務に関するOJTの推進や部下の業務の進捗管理の重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属

の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組めます。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていくとともに、今後財務会計システムを再構築する中で、電子決裁の導入や予算執行管理機能の強化などについて検討を進め、人為的なミス防止機能の拡充と併せて事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに取り組めます。

第2 指摘事項の該当機関

1 農業振興部須崎農業振興センター

(1) 指摘事項

窪川2期地区地域ため池総合整備小屋ガ谷池仮設道工事において、高知県建設工事検査規程（昭和42年1月高知県訓令第3号）に基づき技術管理課長が検査命令権者になるべき完成検査を事務所長が命令していた。

これは、農業振興部の課が主管する工事にあっては、1件の請負対象金額が5,000万円以上のものは、土木部において工事検査を実施するものと定めた高知県建設工事検査規程第6条の2の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該工事は、当初の請負対象金額（設計金額）が5,000万円未満であったものが、完了直前の変更で5,000万円以上となったものです。請負対象金額は5,000万円以上となったものの、契約金額は5,000万円未満であったこともあり、年度末までの工期内の完了に向けた工事の進捗管理等に注力する中、担当者及び決裁ルート^{のつと}の各職員の確認が不十分となり、工事検査の手続きの不備を認識できませんでした。

(3) 措置状況

今後は、工事ごとに作成しているチェックリストに検査命令に関する項目を追加し、管理職員等も含めてチェックすることで手続き漏れの防止を図るとともに、本事案及びチェックリストについて課内会^{のつと}で周知徹底することにより、高知県建設工事検査規程に則った適切な事務に取り組めます。

2 農業振興部農業技術センター

(1) 指摘事項

農業技術センター庁舎清掃業務委託において、予算額を上回る予定価格を設定していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、予算の定めるところに従いしなければならないと定めた地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該業務委託の予定価格調書作成時において、委託業務の内容を精査した結果、予算を上回ることが判明しましたが、契約担当者は不足分については他の委託業務の入札残等で対応できると判断していました。

しかし、その旨を施行伺に記載していなかったため、予算額を上回る予定価格に対して予算措置がなされることが書面で確認できない状態でした。

(3) 措置状況

今後は、予定価格の設定において予算額内となるよう努めるとともに、予算不足時の対応等について施行伺に記載するなど、所属としてどのような判断を行ったか書面により確認できるように対応します。

3 林業振興・環境部中央西林業事務所

(1) 指摘事項

幹線林道開設事業上名・用居線1工区工事において、高知県建設工事検査規程に基づき技術管理課長が検査命令権者になるべき完成検査を事務所長が命令していた。

これは、林業振興・環境部の課が主管する工事にあっては、1件の請負対象金額が5,000万円以上のものは、土木部において工事検査を実施するものと定めた高知県建設工事検査規程第6条の2の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該工事は、当初の請負対象金額が5,000万円未満であったものが、その後の設計変更により5,000万円以上となったものです。本来であれば、検査命令権者は技術管理課長とするべきところ、担当者及び決裁ルートの各職員の確認・注意不足により、設計変更前の請負対象金額に対する検査命令権者であった事務所長の命令で完成検査を実施したものです。

(3) 措置状況

部内において本事案を共有するとともに、高知県建設工事検査規程における請負対象金額ごとの検査命令権者の確認を周知徹底しました。

今後は、検査命令に関する項目が入ったチェックリストを作成し、設計変更があった工事等については、チェックリストに基づき管理職員等も含めて確認することを部内でルール化し、再発防止に努めるとともに、高知県建設工事検査規程に則^{のつと}った適正な事務処理を徹底します。

5 高教政第611号

令和5年10月30日

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

令和5年8月21日付け5高監報第5号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：春野高等学校

1 指摘事項

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあつた。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。

3 措置状況

所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実に行うこと、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。

今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。